

2014年10月15日

JBS Newsletter

中国税務及び投資速報(抄訳)

2014年 8月

Contents

税務法規

1. 増値税納税申告に係わる調整事項に関する公告(国家税務総局公告[2014]45号)
2. その他の通達

商務法規

1. 一部地区での外商投資企業の外貨資本金元転の管理方式の改革試行の展開に係わる問題に関する通知(匯発[2014]36号)
2. 2014年国家火炬計画での重点高新技術企業申告に関する通知(国科火字[2014]170号)
3. その他の通達

関税法規

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2014年8月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2014年 8月1日 第2014030号
- ▶ 2014年 8月8日 第2014031号
- ▶ 2014年 8月15日 第2014032号
- ▶ 2014年 8月22日 第2014033号

Japan Business Servicesグループで、2014年8月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速達」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 増値税納税申告に係わる調整事項に関する公告(国家稅務總局公告[2014]45号)

概要

營業税から増値税への変更の際し、試行対象納税者の増値税一括申告の要望に応じて、国家稅務總局は2014年7月25日に、国家稅務總局公告[2014]45号(以下、「45号公告」)を公布し、増値税納税申告に係わる事項を調整した。

- ▶ 『増値税納税申告表付属資料(一)』(即ち当期売上高に係わる明細表、以下、「付属資料(一)」)において、「予納率%」の項目を追加した。当該増値税納税申告表は、国家稅務總局[2013]32号、即ち『増値税納税申告に係わる調整事項に関する公告』の付属資料1である。45号公告は45号公告の添付資料としての付属資料(一)をアップデートする形で、改めて公布された。
- ▶ 13a行の「予納率%」は増値税の一括申告を行うあらゆる支店(試行対象納税者)に適用される。一方、13b行、13c行の「予納率%」は増値税の一括申告を行う鉄道輸送業の試行対象納税者にのみ適用される。

45号公告は2014年10月1日より施行。

所見

国家稅務總局[2014]36号(即ち『増値税徵收率簡素化及び統合に係わる問題に関する公告』)は2014年7月1日より、6%、4%であった徵收率を3%に統一したが、付属資料(一)は納税者が過去の未処理分申告のために、6%と4%の欄を保留した。

増値税の納税者は増値税納税申告に関連した調整事項に対して留意する必要がある。何か不明な事項がある場合、稅務専門家へ問い合わせください。

2. その他の通達

- ▶ 公共工事に係る企業所得稅の優遇稅制に関する補則通達(財稅[2014]55号)
- ▶ 福建平潭綜合實驗区における個人所得稅の優遇稅制に関する通達(財稅[2014]24号)
- ▶ 平潭綜合實驗区管理委員會による「平潭において勤務する台湾居住者に係る中国本土及び台湾地区の個人所得稅の稅負担差額に対する手当の実施弁法」の修正に関する通達(閩嵐總實管總[2014]17号)
- ▶ 船積港に対する還付政策の試行範圍の拡大に関する通達(財稅[2014]53号)

商務法規

1. 一部地区での外商投資企業の外貨資本金元転の管理方式の改革試行の展開に係わる問題に関する通知 (匯発[2014]36号)

概要

外貨管理体制改革をさらに深化し、外商投資企業の経営と資金運用需要を満たし、利便性を向上させるため、国家外貨管理局は、2014年7月4日に一部地区における外商投資企業の外貨資本金元転の管理方式の改革試行を展開することを決定した匯発[2014]36号通達(以下、「36号通達」)を公布した。改革は16箇所の試行地区(蘇州工業園区、横琴新区、前海深セン香港現代サービス業合作区と平潭総合実験区を含む)に所在する外商投資企業に適用される。

36号通達の主な内容は下記の通りである。

外商投資企業の資本金の自由元転

36号通達は、試行地区内の外商投資企業は外貨資本金を自由に元転できるようになると規定した。外商投資企業の外貨資本金の自由元転とは、外商投資企業の資本金口座において所在地の外貨管理局による出資権益確認を経た外貨資本金を、その企業の経営上の必要性に基づき銀行で人民元転できることを意味する。試行区域内で登記・設立した外商投資企業の外貨資本金の自由元転比率は暫定的に100%とする。国家外貨管理局は国際収支の状況に基づき適時上述の比率を調整することができる。

外貨資本金を自由に元転すると同時に、外商投資企業は依然として現行の支払元転制度を選択し、その外貨資本金を使用することができる。銀行は支払元転の原則に照らして企業のために元転業務を行う時は全て、企業が前回の元転(自由元転と支払元転を含む)した全資金用途の真実性と合法性を審査しなければならない。

外商投資企業の外貨資本金の国内原通貨振替及びクロスボーダー対外支払は現行の関連外貨管理規定に基づき処理される。

元転後の支払待ち口座の管理

外商投資企業はその外貨資本金口座を開設している銀行で対一で対応する資本項目の元転後の支払待ち口座※(以下、「元転後の支払待ち口座」)を開設し、自由元転して得た人民元資金を預け、当該口座を通じて各種支払手続きを行わなければならない。外商投資企業が支払元転の原則に基づき元転して得た人民元資金は元転後の支払待ち口座を通じて支払ってはならない。

※元転後の支払待ち口座の収入範囲は、対応する資本金口座・国内資産現金化口座・国内再投資口座内から元転して振替えられる資金等を含む。

元転後の支払待ち口座内の人民元資金は外貨管理局の批准を経ずに外貨転して資本金口座へ戻してはならない。外商投資企業の同一名義の元転後の支払待ち口座間の資金は相互振替してはならない。

外商投資企業の資本金の使用制限

外商投資企業は企業の経営範囲内において、真実、且つ自社使用の原則に準拠して資本金を使用しなければならない。外商投資企業の資金及びその人民元転資金は、下記の用途に使用することはできない。

- ▶ 直接または間接的に企業の経営範囲外或いは国家の法律・法規が禁止する支出に使用してはならない
- ▶ 別途規定がある場合を除き、直接または間接的に証券投資に使用してはならない
- ▶ 直接または間接的に人民元委託貸付(経営範囲で許可されている場合を除く)、企業間貸借(第三者による立替を含む)の返済及び第三者に転貸した銀行からの人民元借り入れ返済に使用してはならない
- ▶ 外商投資不動産企業を除き、非自社用不動産の購入に係わる費用への支払いに使用してはならない

外商投資企業の人民元転資金による国内の持分投資の利便化

原通貨での資金移動による持分出資を除き、投資を主要業務とする外商投資企業(外商投資性公司、外商投資ベンチャー投資企業と外商投資持分投資企業を含む)は、その国内での投資プロジェクトが真実且つ合法であるという前提で、実際の投資規模に基づき外貨資本金を直接元転した上で、投資先企業の口座に振替えることができる。

上述の企業以外の一般外商投資企業が資本金の原通貨の振替を以って国内持分投資を行う場合は、現行の国内再投資規定に基づき処理される。人民元転資金で国内持分投資を行う場合、投資先企業がまず所在地の外貨管理局で国内再投資登記を行って相応の元転後の支払待ち口座を開設し、投資を行う企業が実際の投資規模に基づき人民元転して得た人民元資金を投資先企業が開設した元転後の支払待ち口座へ振替える。

人民元転資金支払管理の更なる規範化

外国投資家、外商投資企業及びその他の関連申請主体は規定に基づき、元転により得た人民元資金の使用において、事実に従い外貨管理局及び銀行に真実性に関する証明書類・資料等を提出し、36号通達における『直接投資に関する口座資金支払命令状』に記入する必要がある。

銀行は、「顧客を理解する」、「業務を理解する」、「デュー・デリジェンス」等の原則に従い、外商投資企業の資本金の対外支払及び元転して得た人民元資金の支払時には、真実性審査に責任を負わなければならない。資金支払毎に、前回の支払証明資料の真実性と合法性を審査しなければならない。銀行は外商投資企業の外貨資本金人民元転及び使用の関連証明資料を調査に備えて5年間保存しなければならない。

発効日

36号通達は2014年8月4日から施行する。以前の規定と36号通達の内容が一致しない場合、36号通達に準じる。また、試行地区における外商投資企業の外貨資本金の人民元転については、現時点で下記通達での関連要求は適用されない。

- ▶ 匯綜発[2008]142号通達(以下、「142号通達」)、即ち『外商投資企業外貨資本金の人民元転の管理に関する業務の取扱い問題に関する通知』
- ▶ 匯綜発[2011]88号通達、即ち『外商投資企業外貨資本金の人民元決済の管理に関する業務の取扱い問題に関する追加通知』

所見

6号通達は試行地区で外商投資企業が外貨資本金を自由に元転することを許可し、人民元転の自主権を企業に渡したことにより、資本項目の元転方式が簡素化された。この政策は外貨管理上における大きな突破と言える。外商投資企業は経営の必要性に応じて、人民元転するか外貨保留とするかを自由に選択することが可能となった。規制が減少したことにより、企業は為替リスクを効果的に回避することができ、資金管理の面において柔軟に対応できるようになった。

これまでは142号通達に基づき(別途に規定がある場合を除き)、外商投資企業は人民元転資金を国内の持分投資に使用することができなかった。これまで外商投資企業が持分投資する場合、投資先企業に原通貨のまま外貨資本金を振替え、投資先企業は資本金を使用するために外貨登記、資本金の元転を行わなければならなかった。36号通達はこの規制を緩め、投資を主要業務とする外商投資企業が、実際の投資規模に基づき外貨資本金を直接人民元転することにより、直接投資先企業の口座に振り込むことが可能となった。この規定は資本項目の元転方式を拡張・深化することができた。

しかし、外商投資企業は依然として企業資本金の用途に係わる制限(例えば、証券投資及び人民元委託貸付に使用してはならない)に関して注意する必要がある。36号通達は人民元決済の自主権を企業に渡したものの、外貨管理局及び銀行は元転後の支払待ち口座の管理制度を通じて、元転資本金の用途に対して管理・監督を行うことが可能である。実際、外貨管理局及び銀行の管理の焦点が、外貨資本金の元転から元転後の用途に変わってきている。

上記の試行地区にある優遇利便政策を享受したい外商投資企業は投資計画を実行するにあたっては、36号通達を注意深く研究し、新しい規定に準拠する必要がある。試行改革の範囲は将来において更に多くの地区に拡大すると予測されるため、非試行地区における外商投資企業も上記の新規定について理解することをお勧めする。何か不明な事項があった場合、税務専門家または外貨管理局へ問い合わせください。

142号通達によると、銀行は外貨資本金決済業務を行う際は支払元転方式を施行する。即ち、銀行が外商投資企業の資本金決済後の人民元資金の用途の真実性とコンプライアンス性を審査した後、元転決済手続きを行うことが可能となる。

2. 2014年国家火炬計画での重点高技術企業申告に関する通知(国科火字[2014]170号)

概要

国家火炬計画での重点高技術企業が産業構造のグレードアップを牽引する役目を十分に発揮するために、科学技術部火炬高技術産業開発センターは2014年7月30日に2014年国家火炬計画での重点高技術企業申請に際しての必要事項を提示した国科火字[2014]170号(以下、「170号通達」)を公布した。

170号通達の主な内容は下記の通りである。

項目	規定
申請企業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国家での火炬計画重点高技術企業を申請できる企業は、国科火字[2008]172号通達(即ち『高技術企業認定管理弁法』)に基づいて認定された高技術企業³である。 ▶ 重点高技術企業の申請に係わる必要事項の詳細については、国科火字[2010]179号通達(即ち『国家火炬計画重点高技術企業管理弁法』)をご参照ください。 ▶ 申請可能企業数は原則として、当該地域において現時点で認定が有効となっている高技術企業総数の2%を超えてはならない。

項目	規定
申請プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 申請企業は、国家火炬計画重点高新技術企業申請システムにアクセスし、申請書を作成する。また、バーコード付きのPDF文書をプリントアウトし、それらに関する付属資料を一括して地方科学技術部門に提出する必要がある。 ▶ 企業からの申請資料を受け取った後、地方科学技術部門はそれらの申請資料及び本地区における申請企業の推薦表(即ち170号通達の添付資料2)を科学技術部火炬高技術産業開発センターに一括して提出する。

³企業名称の変更があった申請企業は、2014年6月30日までに高新技術企業の名称変更手続きを完了した後、重点高新技術企業を申告できる。

3. その他の通達

- ▶ 基礎工会基金収支管理の強化に関する通達(総工弁法[2014]23号)
- ▶ 中国(上海)自由貿易試験区条例(上海市人民代表大会常務委員会公告[2014]14号)
- ▶ 一連の行政審査・許可項目等の取消及び調整に関する決定(国発[2014]27号)
- ▶ 「企業名称登記管理実施弁法(意見公募案)」に係る意見公募に関する通達
- ▶ 「企業経営範囲登記管理弁法(意見公募案)」に係る意見公募に関する通達

関税法規

- ▶ クロスボーダー電子商取引における輸出入貨物、物品に対する管理に関する通達(税関総署公告[2014]56号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京

松浦 康雄 監査
matsuura.yasuo@cn.ey.com +86-10-5815-2389

高浜 学 税務・移転価格
manabu.takahama@cn.ey.com +86-10-5815-2834

平澤 尚子 税務・移転価格
naoko.hirasawa@cn.ey.com +86-10-5815-2115

阿部 信臣 監査
abe.nobuomi@cn.ey.com +86-10-5913-5111

大連

佐々木 大 監査
dai.sasaki@cn.ey.com +86-411-8252-8999

上海

高橋 臣一 監査
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740

坂出 加奈 税務・移転価格
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289

江 海峰 金融
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963

齊藤 和昇 アドバイザリー
Kaz.Saito@cn.ey.com +86-159-0045-0200

田中 勝也 監査
katsuya.tanaka@cn.ey.com +86-21-2228-5173

長谷川 敬 金融
takashi.hasegawa@cn.ey.com +86-21-2228-5275

篠崎 洋樹 税務
hiroki.shinozaki@cn.ey.com +86-21-2228-3029

久保田 順一 TAS
junichi.kubota@cn.ey.com +86-21-2228-4749

星野 龍太 アドバイザリー
Ryo.Hoshino@cn.ey.com +86-156-1815-6476

星野 友子 監査
tomoko.hoshino@cn.ey.com +86-21-2228-5958

尾花 宏 監査
hiroshi-h.obana@cn.ey.com +86-21-2228-5956

広州

長内 幸浩 監査
yukihiro.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675

富永 和晃 税務
kazuaki.tominaga@cn.ey.com +86-20-2838-1456

内野 健志 監査
takeshi.uchino@cn.ey.com +86-20-2881-2720

深圳

玉木 祐一郎 監査
Yuichiro.Tamaki@cn.ey.com +86-755-2238-5873

岡本 紳太郎 監査
shintaro.okamoto@cn.ey.com +86-755-2502-5459

香港

重富 由香 監査
yuka.shigetomi@hk.ey.com +852-2629-3907

野口 正邦 監査
masakuni.noguchi@hk.ey.com +852-2629-3592

榊原 史典 監査
fuminori.sakakibara@hk.ey.com +852-2629-3954

水永 真太郎 金融
shintaro.mizunaga@hk.ey.com +852-2849-9395

東京

EY税理士法人 中国デスク

笠原 健司 税務・移転価格
kenji.kasahara@jp.ey.com +81-3-3506-2396
崔 虹 税務
hong.cui@jp.ey.com +81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 マーケット本部 JBS部

関口 俊克 中国ビジネス一般
Sekiguchi-tshkts@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1131

立花 毅 中国ビジネス一般
tachibana-tksh@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1131

新日本有限責任監査法人 マーケット本部 新興国コンサルティング室 中国デスク

工藤 敏彦 中国ビジネス一般
kudo-tshhk@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1844

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

アーンスト・アンド・ヤングは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるEYの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識、ビジネス及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2014 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03001158

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしておりません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china